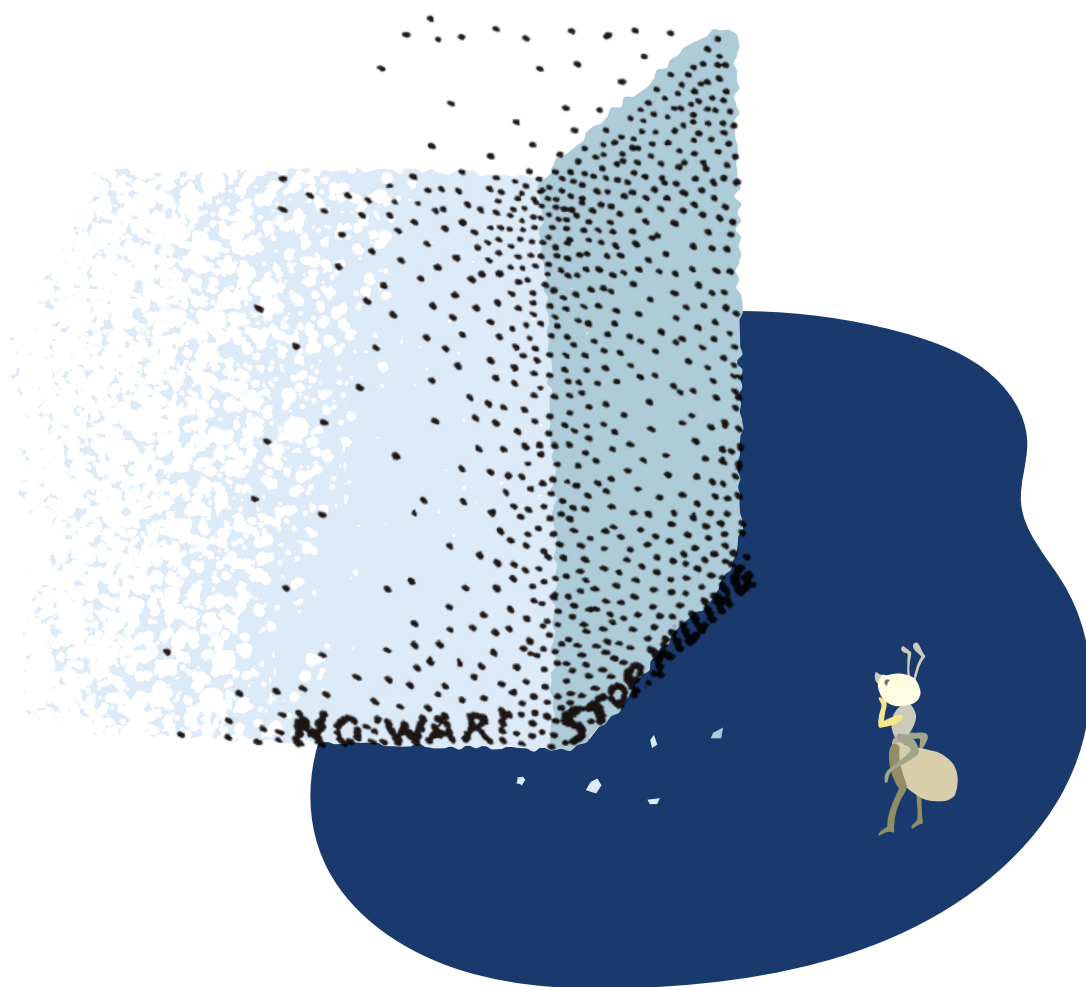


女性室広報誌

あいあう

37

2026 JUNE



タイトル: ONE PERSON. ONE POWER.

特集 20年間の女性室の歩みをふりかえって 2

報告 第24回女性会議 仏典にみる女性出家者の困難とその解消 8

つぶやき 尼僧を泣かせるマーク マーク・ロウ 14

ゆらぎ 目を覚ませと呼ぶ声がきこえ 野口栄子 15

20年間の女性室の歩みをふりかえって

女性室は、女性による宗門活動への積極的参画を実現するという願いのもと、1996年12月、当初は宗門の制度機構事務を所管する組織部に設置されました。

その女性室が、2005年6月1日発行の広報誌『あいあう』第17号（以下、17号）において、「男女両性で形づくる教団」をテーマに据えて組んだ特集は、あるべき教団のすがたを明らかにし、宗門に属するすべての男女がともに立ち返り、そして出発点としていくための協議資料として提示されたものでした。

それから約20年を経て今号では、改めて当時何が願われていたのかを確認し、また17号の発行直後に女性室が解放運動推進本部に移管され、性差別問題に関する啓発が活動の中心となった状況の中で、どのような取り組みを行ってきたのかを振り返っていきます。

そして、なお残されている課題、さらには時代の変化の中で新たに浮かび上がってきた課題を改めて見つめ直しながら、これから私たちはどのように歩んでいくべきなのかを、ともに考えていきたいと思います。

1996年 宗務審議会答申（女性の宗門活動に関する委員会）

女性室
開設

女性会議

広報誌
『あいあう』

女性室
公開講座

..... これらを通して、様々な議論が重ねられました

宗門には
門徒女性を含めた
女性としての視点が
抜け落ちている

寺院の
私有化の問題と
公性の回復

組制の見直し・
組会への女性の参加

決して、
住職と坊守で形づくる
教団であってはならない

宗門内のあらゆる立場の人を
視野に入れなければならない

そこに立って
坊守制度を考えた時
どんな制度が願われるのか

男性と女性・住職と坊守・寺族と
門徒等、あらゆる立場を越えた、
ひととしての水平方向への解放



このような議論を経ながら、『あいあう』17号で
「男女両性で形づくる教団」「男女平等参画」という願いが示されました

「男女両性で形づくる教団」 から問われること おさらい

17号の特集では、「男女両性で形づくる教団」の定義と基本理念、その実現のための基本目標を示した。それらの中で表現した「男女平等参画」という言葉は、男女の性別役割分担を固定化したままで宗門活動に参画するのではなく、男女が対等な立場で宗門活動に参画し、御同朋・御同行として真に平等なる関係を、教団と社会に回復していきたいという願いを表すものである。

「男女両性で形づくる教団」 の定義と基本理念

定義

「男女両性で形づくる」とは、宗門に属するすべての男女が、立教開宗の精神に則り、性別にかかわらず（一人ひとりの）尊厳を認め合い、一人ひとりが水平に出遇うことのできる同朋社会の実現に向かって、あらゆる分野でみずからの意思と責任において選択された方法で、その個性を十分に発揮する機会が確保されることにより、平等な立場で共に宗門の運営に参画

し、よって同朋の公議公論の責任を分かち合うことをいう。

基本理念

- 性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女が共に（一人ひとりの）尊厳を認め合う教団（一人の尊厳）
- 真宗門徒であるという自覚のもと、同朋社会の実現に向けて、みずからの意思と責任において個性を発揮することが確保され

る教団（自己選択の尊重）

- 男女が、宗門のあらゆる分野における活動に対して平等に参画し、同朋の公議公論の責任を分かち合う教団（同朋公議の責任）

17号より抜粋

「男女両性で形づくる教団」 実現のための基本目標

- ◆ 〈一人〉の尊厳が認められ、一人ひとりの個性が十分に発揮される教団システムを構築する
- ◆ 宗門のあらゆる場で性別を理由にした差別的取り扱いを一切許さない姿勢を徹底する
- ◆ 宗門に関する諸制度・教学・儀式・慣行において、性別による固定的

いちにん
一人
〈一人〉の
尊厳

ひらさ
平座
同朋公議の
責任

どうぼう
同朋
自己選択の
尊重

役割分担を反映し男女平等参画を阻害するものは、これをすべて改善し、必要に応じて積極的格差改善措置（ポジティブアクション）を実施する

◆ 宗門に属する男女が、宗務所（本山）・教区・組・寺院教会における施策・方針の立案・決定に関し、平等な立場で共に参画する機会を確保する

17号より抜粋

これらは宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申や、女性室の開設から10年間の活動を通して見いだされてきた課題等の整理を行い、「宗門の現状と課題」としてまとめたものである。その課題の中には、

宗議会議員に女性が選出される（2008年）、男性の坊守就任が認められる（2008年）、組門徒会員選定に関する特別措置条例の施行（2015年）、葬儀式における男女別和讃の区別を廃止（2020年）、法名の授与に関する変更が行われる（2025年）

など、女性室の直接的な取り組みだけでなく、宗門全体で「男女両性で形づくる教団」の実現をめざした施策が講じられてきた。

『あいあう』17号以降の取り組み

この20年間で女性室が取り組んできたテーマを蓮の葉に、発行物や展示などを花にあらわしました



HP
「あいあうNET」
開設



機構・制度

坊守制度や世襲制を考えるにあたって、
”家制度”や”戸籍制度”を学んできました

坊守という言葉さえ知らなくても
嫁いだその日から坊守さんと呼ばれて

あいあう35号 P.6 坊守の未来へ向けて
～現状と課題を考える



花下優子氏

これまで女性を対等な
教団の構成員として
見てこなかった

あいあう33号 P.4 第21回女性会議
一人に立つ～教団と女性～



見義悦子氏



『女性史に学ぶ
学習資料集』

歴史

男性中心の歴史の中に埋もれてきた女性史を
掘り起こそうと取り組んできました

大谷派の女性の歴史をふりかえる
とき、最初に押さえておきたいのが、
女子の得度を認めなかった歴史が
あるという点です。

あいあう33号 P.2 第21回女性会議
「一人に立つ」～教団と女性～



山内小夜子氏

時代にあわせて変わって
ゆかないと伝統は守れません。

あいあう30号 P.9 第18回女性会議
「一人に立つ」～聖教に見る性差別を考える～



平 雅行氏

女性と仏教展
時代と女性展



いろいろな性を
生きる展

多様な性・LGBTQ

まずは知ることが第一歩。そのきっかけを
様々な形でつくってきました

性別のステレオタイプに
縛られていると、本来は見える
はずの「丸ごと人間」が
目に映らなくなってしまう

あいあう26号 P.2 「多様な性」を
認め合える社会へ



アイアウすごろく展
～近現代の女性たちの歴史～



「いろいろな
性を生きる」
リーフレット



フェミニズム

社会的な性差からの解放をめざすとともに、
自分自身の中にある性に対する固定観念を問い直してきました

講義の中で搾取という言葉が出て来て驚いた。
私ら兄弟姉妹を育ててきた母を
労働者として見てこなかった

あいあう31号 P.13 ●女性室公開講座・北陸
連区差別問題研修会共催（大聖寺会場）「浄
土を願う～御文・御消息から問われる私」



上野千鶴子氏

強者にならなくてもいい、
弱者のままで
差別されない社会を

あいあう34号 P.6 ●第22回女性会議
「一人に立つ」～「家」と女性～

あいあう
カルタ
ことば集



女と男の
あいあう
カルタ展



ハラスメント

スタッフ学習会等で様々なハラスメントを学び、
まず被害者の救済を重んじること、

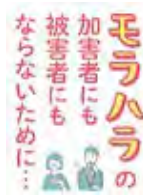
そして加害者の精神的ケアの必要性を確かめています。

また、寺院の環境がハラスメントの温床となりやすいと

知っておくことも、誰もが来やすいお寺づくりに大事な視点です

傍観者の割合が増えるほど
起きやすくなる

あいあう34号 P.11 ●モラハラに加害者にも
被害者にもならないために



教学

これまで男性視点で読まれていた教えの言葉を、
女性視点で読むことの必要性が確かめられてきました

女性の人間性を否定したり
矮小化したりやがめたりするものは、
どんなものであっても
救済をもたらすものではない

あいあう18号 P.2 女性の目で聖書を読む



西口順子氏

高僧・宗祖・教団の女人成仏・
往生論では女性を被救済者の
位置に置いていると考えられます

あいあう29号 P.4 第17回女性会議
「一人に立つ」～中世を生きた女たち～

儀式

声明での男女の音域の違いについての
問題提起を続けてきました

男声主体の声明の中に
全体の雰囲気や響きを壊すことなく、
自分の喉を壊すこともなく混ざるには
どうしたらよいのか…
と模索してきた

あいあう30号 P.15 ●ゆらぎ



これまで、女性住職・僧侶のつどい、
女性会議や公開講座で語り合いの場をひらき、
又『あいあう』のコラムなど様々な形で声を聞き、
その中で課題となったことを取り上げてきました

あいあう インデックス

女性室で取り組んできた課題を分類し、そのテーマ記事の載っている『あいあう』既刊号をまとめましたので、ぜひご活用ください

※数字は広報誌『あいあう』の号数、メは『メンズあいあう』

【機構・制度】

男女両性で形づくる教団

..... 2,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,24,25,35,メ2

坊守制度 1,2,3,4,5,7,8,18,28,35,メ3

制度、法規 1,3,5,6,16,28,33,メ3

家制度・戸籍制度 4,5,21,24,27,34,36

女性の宗政参加 5,10,15,16,18

憲法 メ7

【儀式】

葬儀式和讃 30,31,メ1

声明 30,メ2

得度式 35

【多様な性・LGBTQ】

..... 26,30

【フェミニズム】

フェミニズム 7,14,16,21,34,メ1,メ9

ケアについて 5,メ4,メ5

男性学 2,5,14,29,36,メ1,メ3,メ4

ジェンダー 5,7,10,11,12,13,18,22,25,27,28,
32,35,36,メ1,メ3,メ5,メ7,メ8,メ9

【ハラスメント】

セクシュアルハラスメント 13,14,20,メ3,メ8

痴漢 31

モラルハラスメント 33,34

パワーハラスメント メ8

DV 32

女性差別 15,19

【歴史】

近現代真宗大谷派の歴史 3,19,20,23,24,28,31,33

女性史・仏教の女性史

..... 6,7,8,12,19,28,29,30,31,36,37,メ7,メ8,メ9

戦争とジェンダー 2,3,12,28,メ8

戦争 4

【教学】

『御文』『五障・三従』 22,23,29,30,31,メ1

第35願 23,30,31,メ1

『仏説観無量寿経』 3,メ2

念仏 12

【女性住職（つどい報告）】

..... 1,3,17,18,21,24,26,27,28,29,30,32,33,
メ4,メ5,メ6,メ7,メ8

これからの展望

女性室はこの20年間に、教学や儀式、寺院の運営や継承の在り方など、あらゆる場面で女性を感じてきた違和感や疑問点に光を当てることを願い、啓発活動を行ってきた。それは、女性の参画が進まない宗門の現状に対する問題提起であり、性別によって立場や生き方が決定されてしまうような、私たちの意識を問うものであった。

しかし一方で、女性たちの声に耳を傾け、その課題を共有する営みを積み重ねてきたものの、それらを宗門全体に十分周知し、具体的な施策として実現していくには至らなかった。

現在は、LGBTQやジェンダーフリーという言葉が広く理解される時代となり、「男女両性」という表現が相応しくないのではないかとという声を聞く。しかしながら、節目の年を迎えるが、未だに議決機関における女性比率が低い状態をはじめ、宗門活動への参画における男女格差が大きく、固定的性別役割分担意識が解消されない現状がある。そのような現状を課題とし続けるべく、引き続き男女共同参画推進会議と女性室は「男女両性で形づくる教団」というスローガンを掲げ続ける必要性を確認した。

今後、ジェンダー規範による抑圧から解放された宗門を体現するため、男女共同参画推進会議と連携を図り、各宗務機関や教区、組、寺院などのあらゆる場が一体となって連動し、実践が積み重ねられていくよう、女性室としての役割を果たしていきたい。そのような願いと方向性のもと、次頁には、男女共同参画推進会議と女性室の連名による「第3次実施計画」の概要を掲載する。

ともに進める、男女共同・平等参画のかたち

第3次 男女共同・平等参画実施計画

1 実施計画の概要 (実施期間：2026年度から2028年度までの3年間)

男女共同参画推進会議（以下、「推進会議」）および女性室は、これまで「男女両性で形づくる教団」を掲げ、理念面・実践面の双方から改善に取り組んできた。

「第1次・第2次 男女共同参画実施計画」については、推進会議が主体となって策定・推進してきた。

これらの取り組みにより、女性の宗門運営への参画についても一定の成果を挙げてきたが、宗門内にはなお男性中心の構造や慣行が残るなど、今後も持続的な取り組みが求められている。

こうした状況を踏まえ、推進会議と女性室で検討を重ね、このたび両機関の連名により「第3次 男女共同・平等参画実施計画」を策定した。

本計画は、スローガン【「男女両性で形づくる教団」を目指して】を掲げ、両機関が有機的に連携しながら、重点施策をはじめとする諸施策を推進するものである。また、宗務機関としての推進体制の一層の充実を図るとともに、将来的な基本条例の制定も視野に入れながら、検討を進めるものである。

役割分担

男女共同参画推進会議（総務部所管）▶ 宗務機関全体の総合調整を担う

女性室（解放運動推進本部所管）▶ 意識啓発および学習機会の提供、
情報・意見の収集と発信を担う

各宗務機関 ▶ 所管業務における具体的取り組みを実施する

両機関を中心として各宗務機関が連携し、さらなる課題解消に向けた取り組みを着実に推進していく。

2 重点施策

① 全教区における推進体制の整備

各教区において「男女両性で形づくる教団の実現」を課題として位置づけ、推進体制を整備する。宗務所は方針の継続的周知と教区間連携の促進を担い、各教区は参画状況の把握、意識啓発、学習機会の充実を図りながら、取り組みを進める。

② 性差別・ハラスメントに関する相談支援体制の整備

僧侶や門徒における相談支援体制は十分とは言えないため、実効性ある支援体制の構築に向けた具体的検討を進める。

③ 宗門運営への多様な参画を促進する方策の調査研究（アファーマティブ・アクション※）

女性参画が役職において限定的である現状を踏まえ、組織構成や人材育成を含め、参画促進について調査研究を進め、多様な視点が反映される体制構築を目指す。

3 女性室の基本施策

- 女性の宗門活動の活性化に資する調査・研究を行う
- 性差別問題に関する情報交換および課題共有の場を提供する
- 広報誌『あいあう』等による継続的な情報発信と啓発を行う
- 女性の宗門活動の推進を担う人の養成およびネットワークづくりを推進する

これら従来から継続している基本施策と連動しながら、宗務機関において一体的かつ継続的に取り組みを推進していく。

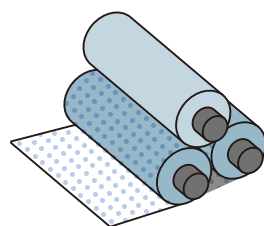


男女共同・平等参画
実施計画特設ページ
はこちらから

仏典にみる女性出家者の

困難とその解消

第24回女性会議では、大谷由香先生に「仏典にみる女性出家者の困難とその解消」の講題のもと、ご講義いただきました。大谷先生は龍谷大学のご出身で、現在まで日本仏教を中心に戒律の思想を研究しておられます。その視点を組み込みつつ、お話しいただきました。



おたに ゆ か
講師 ● 大谷由香先生

(広島大学大学院人間社会科学研究科准教授)

はじめに

本日は、仏典に見る女性出家者の困難とその解消ということについて、

① 生みの母の妹でお釈迦さまを育てられた、初の女性出家者であるマハーパジャーパティが、実際どのように語られてきたのか。

② お釈迦さまは戒律を設定されて教団運営されていたが、その中

で女性が排除されたようにも見えるところもあるが、どうなのか。

③ その状況の中で、女性が出家修行者として活躍するのは難しいことがわかってくるが、東アジアの仏教の男の僧侶たちがどのようにその女性たちを支えてきたのか。

という構成でお話しさせていただきます。

まず、女性が出家者として活躍できるように体制を整えたというのは、こ

の時代のインド社会においてはとても稀なことだと私は考えています。女性は家庭を支え、次の世代を紡いでいかなければならない立場にありますので、基本的には出家者にはなりません。出家するということは、社会を維持するための何かを生み出さず修行だけに専念するということです。お金を生み出す、あるいは子どもを生み出す、そういう社会のためになることは全くしない、そういった高等遊民のような立場を取れるのは男性だけです。そうした社会風潮の中で、女性の出家を認

めたというのは仏教という宗教の特色の一つだと言ってもいいと思います。ただし、女性の出家が認められたからといって、それが今思うような男女平等とはほど遠かった、という点を押さえておかねばならないと思います。

また、仏教教団というのは在家者の人々が、自分たちにはできないような真理を追求する生活をする人々を支えましょうと自主的に経済支援を行う形で回っていました。これが本来の仏教のあり方で、その時代、その地域の、一般的な生活を営む人々の「常識」に合わせるように調整されながら、仏教は継続されてきました。そういうあり方は現在まで続いています。こうした視点を組み込みながら、お話しさせていただこうと思います。

最初の女性出家者

女性出家者の最初は、お釈迦さまの育ての母、マハーパジャヤーパティーという女性です。お釈迦さまの生みの母は、出産後1週間ほどでお亡くなりになられたと言われていますが、その生みの母の妹がマハーパジャヤーパティーです。



お釈迦さまがおさとりになって、故郷に錦を飾る形で帰ってくると、釈迦族の男の人たちは、素晴らしい方が一族から出た、私も出家したい、とお釈迦さまに憧れてほとんどが出家してしまつたと伝えられています。この時マハーパジャヤーパティーにはナンダという息子がいましたが、彼も出家してしまふ。またお釈迦さまにも息子ラーフラがおりましたが、彼も出家してしまふというあり様で、跡取りが誰もいなくなってしまうのです。当時の女性は自分で働いて稼ぐということができない存在ですから、その家の女性の長となっているマハーパジャヤーパティーは、どうか女性にも出家を認めさせてくれとお釈迦さまに頼みにいきます。もう食いつぶれてしょうがないという状況も存在したのだろうと思います。

釈尊の許可と条件

マハーパジャヤーパティーは3度繰り返し出て出家を願いましたが、お釈迦さまは3度ともにそれを拒否されました。

そのことを知った弟子の阿難は、お釈迦さまに、「マハーパジャヤーパティーは、本当のお母さんが亡くなった後ずっとあなたを支えてきた人じゃないですか。どうか彼女の願いを聞き届けあげてください」と頼みました。

お釈迦さまは阿難の申し出によって女性の出家をお認めになられたと伝わります。律蔵を中心とした一部の仏典には、このときお釈迦さまは、女性も男性と同じ修行をすれば男性と同じさとりを得ることを明言したとも伝わります。この言葉が現代に至るまで伝わっているということが、とても重要です。

一方で、このときお釈迦さまは、「八敬法^{はつきやうほう}」を受持することを条件として、女人の出家を許したと言われています。「八敬法」は現在からみれば結構ひどい内容で、このうちの第一条は、最もよく槍玉に上がるところです。出家して比丘尼^{びくに}（女性出家者）になった者は、100年間ずっと修行を続けた

講師プロフィール ● 1978（昭和53）年香川県生まれ。龍谷大学大学院博士課程単位取得退学。博士。日本学術振興会特別研究員、龍谷大学特任准教授、京都大学白眉センター特定准教授などを経て、2026年度より現職。真宗連合学会木辺派門主奨励賞、智山勸学会奨励賞、涙骨賞など受賞。著書に『中世後期泉涌寺の研究』（法蔵館、2017）、編著『性なる仏教』（勉誠社、2025）、『越境する教義問答：『東大寺六宗末決義』『自他宗唐決疑問』を読む』（法蔵館、2026）などがある。

長老であつたとしても、本日比丘びく（男性出家者）になつたばかりの男性を、敬礼し立って迎え、合掌し、恭敬なさい、といいます。つまり自分の先輩のように扱いなさいというわけですね。女はどれだけ修行しても、男性の下にありなさいという教えです。

この「八敬法」が本当にお釈迦さまによつて定められたものかどうかというのは、研究者によつて議論のあるところですが、しかし、いずれにせよ仏教が当初から、あるいは伝わっていく過程の中で、世俗の価値観を捨てきれなかったことは明らかです。女性は男性のように一人前ではない、という価値観が出家生活にも根を下ろしていたわけですね。男尊女卑的な社会的構造の中で、仏教界を支えていく在家者の人たちの間には、女性が一人前に男性と同じように修行しようなんていうのはよくないという考えが根強くあつただろうと思います。出家を許したとしても、せめて女性は男性の下にいるべきだという世俗の考えに寄り添わざるを得ないという状況もあつたでしょう。

文献が残っていることが重要

しかし、こうした女性への規定に対

して疑義が呈されたという話も残っているのです。そこが面白く、ありがたいところですよ。

例えば『パーリ律』には、マハーパジャーパティーは八敬法を受けることを承諾した後で阿難のところへ来て、「比丘・比丘尼ともにその修行の長さにしたがつて、それぞれにお互い敬い合うべきではないでしょうか。そのようにすることを許してくれませんか」ということを言つたという話が残っています。やつぱり100年の修行をしても、女性だからということと今日出家したばかりの男性を敬うというのは、ちよつとおかしいんじゃないか。理に適わないじゃないか、とそういうわけですよ。現代的な批判だと思いませんか。

同じような話が『五分律』、それから『根本説一切有部律』にも残っています。当時もこんなおかしいじゃないかと思つた人がいたということが、わかります。こういう「生意気な女の意見」が仏典にちゃんと残っているというところに私は感動するんです。現代に生きる私は、「ああ、やつぱりこうした規定を理不尽に思う人がいたんだ、理不尽だと訴えていいんだ」と勇氣をもらえます。このマハーパジャー

パティーの問いかけに対するお釈迦さまの返答はあまり色よいものではありませんが、ずっと昔から、こんなおかしい！ と思つて声を上げた人がいたのだ、ということが、私を勇気づけるのです。

ケアと仏教

当時の奴隷身分以外の男性たちは、基本的には家庭生活の家事を担いまして。けれども、出家したならば、そこには家庭はないのですから針仕事も洗濯も自分でやらねばならなくなりまして。しかし、そこに女性が出家者として入ってきたときに何が起きるかという、じゃあ女にやらせればいいじゃないかと考える比丘が出てくるわけですよ。これは本来女の仕事だろう、という慣習からくるものでしょうね。ところが、お釈迦さまは、これはだめだとおっしゃっています。比丘尼だつて修行するために出家しているのだから、彼女たちに洗濯などをさせるなどということをはつきりおっしゃってくださいているのです。

他にもお釈迦さまは、病人がいれば必ず看病すること、そして弟子が病に伏せた場合にも、師匠がしっかり看病



しなさいということを規定として追加しています。

男性をケアの主体へ押し出していったという点において、仏教教団というのは当時の男女のあり方に関して、一石を投じたところがあるのではないかなと思います。

以前、こちらでも講演されたと同っております上野千鶴子さんは、「ケアというのは、非暴力を学ぶ実践なんです。だから男をケアという経験に招き入れるのが女の役目じゃないかと思

●修行する女性たち

・（戒律以外）男性は基本的には家庭生活での家事を担うことがないが、出家後の共同生活では、食事以外の家事を男性自身が担う必要がある。

出家後の「女性」の役割と、女性に課せられた「比丘尼」の責任

1. 洗濯・つくろい物・アイロンかけを比丘尼にさせてはならない
2. 基本的には師匠が弟子の看病を行う

→男性をケアの主体へ！

●戒律は僧侶と女性が出家修行できるように身体をだしている。
→時代の制約を受けざるを得ないもの、当惑においては革新的であったことは確かである。



当日の講師資料より抜粋

女性の出家の難しさ

ます」とおっしゃっています。ケアを男性が主体となつてやるということをも仏教教団はお釈迦さま主導で行ってききました。修行するために出てきたのだから、できれば洗濯もつくろい物も他人に全部やらせて、自分は修行に専念したいところですが、ただそれは女も一緒だから、ケアを女性に押しつけるなときちんと定めていたという点をも、やはりお釈迦さまは女性の出家というものを応援していただろうなと思うのです。ただし、お釈迦さまであっても、その時代に生きた人としての制限を必ず受けてしまうので、現在の目から見たときには違和感を覚える表現や発言が残ります。そういう視点で仏典をみていくことが重要だろうと思います。

男性の場合は、最低10人の先輩比丘を証人として、比丘の僧伽で受戒を行えば出家することができました。けれども女性の場合はちょっと手間がかかるのです。まず、最低10人の先輩比丘尼を集めて証人として、比丘尼の僧伽で受戒を行います。その後、最低10人の比丘のところへ行き、そこで2度目

●釈尊が定めた女性の出家法



男性の出家法
①最低10人の先輩比丘を証人として比丘僧伽にて儀礼を行う
以上

②最低10人の先輩尼を証人として比丘尼僧伽にて儀礼を行う

当日の講師資料より抜粋

の受戒を行います。これで一人の比丘尼が初めて誕生するわけです。

仏教はインドから中国、中国から日本へと渡ってくるわけですが、これは誰が伝えたかというところ、やはり基本的には男性僧侶です。男性のお坊さんたちが国を越えて旅をし、そこで經典を翻訳したり、講義を行ったり、信者を増やしていくわけですが、女性が同じように活動することはなかなか難しいことです。東アジアに仏教が入ってきたとき、男性の受戒は、割合早い段階

で可能となりました。インドや中央アジアの方から10人集まれば、そこで新しく原地の人を僧侶として迎えることができる。でも、女性の場合は、いくら遠くの国に仏教の教えを伝えたいと思っても、女ばかり10人で旅ができるのかというと、やっぱりそれは難しいわけですね。襲われる可能性は常にある、力も弱いのです。しかも女性の出家者となると、当時としては非常に生意気に見られたでしょうから、男性の他罰的な感情をおおってしまいやすい。律蔵には必ずどこに行くにも比丘尼は2人以上で行動しないといけませんよという規定もあります。女性は旅することが難しいのです。

女性出家者のために

4世紀の中国(晋朝)の僧侶、竺法汰(320~387)は、インドから遠く離れた国でも女性出家者を誕生させるにはどうすればいいんだろうかという問題に向き合いました。その際に依拠したのが『五分律』という仏典で伝えられるマハーパジャーパティーの受戒時の話です。

マハーパジャーパティーは、お釈迦さまから直接「八敬法」を受けて、比

丘尼になったわけですけど、お付きの500人の釈迦族の女たちをどうしたらいいでしょうかと尋ねたところ、お釈迦さまは「それでは比丘僧伽で出家すればよい」とおっしゃったと『五分律』は伝えます。比丘尼僧伽はまだ誕生していませんから、そこでの受戒行程はカットして、マハーパジャーパティーが和尚となって、比丘の僧伽へ赴き、新しく比丘尼になりたい女性を迎え入れればいいじゃないか、というわけです。

竺法汰は、これが可能ならば、10人比丘尼が揃うことが難しい辺境の地域でも、比丘僧伽のみでの受戒を認めてもいいのではないかと考えたわけです。

実際に西域のクチャでは、同様の受戒法が実践されていたようで、竺法汰の死後にその情報もたらされて彼の主張の正当性が認められることになりました。この受戒法は正式な比丘尼受



戒法がスリランカからもたらされるまで、中国で広く行われていたようです。具体的には、3人の先輩比丘尼を戒師として受戒を行い、その1年後に10人の比丘僧伽へ3人の先輩比丘尼とともに行き、2度目の受戒を行う、これでOK! というものです。

日本での展開

日本での初めての出家者は、善信尼という方です。尼さん、女性なんですね。この善信尼は、禪蔵尼、それから惠善尼と、3人で百済の国まで行って受戒をしたと言われています。百済ではおそらく比丘尼が10人揃った受戒が行われていたのだと思います。ですから、正式な受戒を百済で受けて、正式な比丘尼となって3人で戻ってきて、そして帰国後に受戒を行ったという記事が残っています。これまで、3人の比丘尼では受戒儀式を行うことができないのだから、日本で行われた最初の比丘尼受戒はいい加減なものだった、この記事はそれを物語るものだと片付けられてきました。しかしこの記事は、おそらくこの竺法汰の方法を日本で執り行ったということを伝えるものだろうと思います。いい加減だったのでは

なく、きちんと理に適ったものです。こうして、日本の女性も出家者としてちゃんと活躍できるような最初の一步を踏み出したのです。

その後、鑑真和上が日本にやってきた時にも3人の比丘尼を連れてきています。鑑真和上がどのような目的でその女性たちを連れて来たのか明らかではなかったのですが、彼女たちもまたこの竺法汰の受戒法を日本で行うためにやってきたのだらうと思います。鑑真和上ご自身が、何回も何回も日本に来ようとして失明するほどのご苦労だったという話は有名ですね、そんな危険な旅に、わざわざ比丘尼3人が意味のない船に乗るわけもなく、おそらくは日本に、比丘尼の受戒方法を伝えようという意志があつて、行われたことなのだらうと思います。

時代が下り、比丘尼僧伽の伝統が途絶えてしまっていた鎌倉時代には「戒律復興運動」が起こり、比丘、比丘尼、沙弥、沙弥尼、優婆塞、優婆夷で構成される、お釈迦さま時代の僧伽を再び築いていこうという機運が高まりました。この時ひとりの熱心な女性仏教信者が出家したいと願ひ出しましたが、「比丘尼は2人以上で行動しなくてはいいけない」という律の規定を理由として、

最初は許可されませんでした。しかしその際、教円という男性僧侶が女性の姿へと変化し比丘尼となったので、その女性は無事に戒を受けて信如房という出家名を得ることができたのです。その後、多くの比丘尼が誕生し、役目を終えた教円房は再びもとの男性に戻ったと伝えられています。教円は信如の弟だったと伝える資料も残っています。

伝説では、教円は帝釈天の不思議な力によって女性に姿を変えさせられたと伝えられますが、教円自身の意志と関係なく行われたことではないだろうと思うんですね。これから比丘としてお釈迦さま時代の出家修行者のように生活していくぞというワクワクするような新しいプロジェクトが推進されていく中で、そうした主流から外れて、では女性のために、私が女性になりましょうということを選んだ人がいたということでしょう。これは本当にすごいことだと思います。

このように、何とか出家して修行したいという女性の願いを叶えようと実際に行動した男性たちが、昔からいたわけですね。そういった人たちの努力の上に女性の出家者の継続ということがありえたのです。

まとめ

仏教は、男性主体の文化の中で生まれ育ってきた宗教です。そうした風潮の強い世俗社会の要望を汲み取りながら、そこからお布施を得て継続するシステムを採用した以上、経営的には社会の「常識」にある意味で付度をする必要にせまられます。仏陀の教え自体には差別はないと思いますし、女性も必ずさりとってお釈迦さまはおっしゃっています。純粹なところではそうなのだけれど、しかしその教えをその時代、その土地において周りに受け入れられるように実践することには、様々な苦労があり、それこそ方便としての不平等を女性たちが強いられてきたところもあったのではないかと思うのです。そのような歴史を経て今、現代の日本ではどうか、というところをよく考えてみてもいいのではないかと思います。

いつの時代においても、女性が仏道を歩むことは難しいんですけれども、マジョリテイである男性が主体的にそういう人を支えてきたというところに目を向けて、今後もしような人を育てる宗教であつたらいいと思います。





尼僧を泣かせるマーク

2024年の夏、東京から数時間離れた場所で、私は女性僧侶4名にインタビューを行いました。普段、私が女性僧侶にインタビューする際は、自分で手配し、一度に1人だけと話すようにしているのですが、この日のインタビューは東京大学の先生と地元の住職が手配してくださったもので、インタビューの部屋には僧侶の方々、ホストの住職、東大の研究者、友人の日蓮宗の僧侶、私の計8人が集まりました。私は、このような大人数の環境ではインタビューで深い話ができないのではないかと心配していました。

また、もう一つ気がかりなことがありました。それは、女性僧侶の年齢が30代から70代と幅広いことでした。なぜなら、日本の社会規範の上下関係によって、若い僧侶は正直に話せないのではないかと心配していたのです。しかし、その心配をする必要はありませんでした。最終的に、4人のうち3人が、虐待、不安、そして寺院運営の重圧について涙ながらに語ってくれたからです。

父親に捨てられ、夫からも家庭内暴力を受けたという辛い話をしてくれた人や、夫の後を継ぎ、多くの困難に直面してきたことを話してくれた人もいました。4人のうち、お寺の娘は1人だけでした。父を亡くした後に弟も亡くし、僧侶として3年間の修行中の人もいました。修行中の僧侶の中には、虐待を受けたことがきっかけで仏教に入信したという、貴重なお話をしてくれた人もいました。

帰り道、私は東大の先生、日蓮宗の友人と車の中で一緒でしたが、長い沈黙の時間が流れた後、友人から「いつもそうなの？」と尋ねられました。

私「どういう意味？」

友人「涙のこと」

私「インタビューの中で、相手を安心させて、僧侶である苦悩について話せるようにしたから。」

友人が微笑みながら「尼僧を泣かせるマーク」と言いました。

私は少し苦笑しながら、「私が彼女たちを泣かせているわけじゃないよ。お寺の現場の厳しい現実や、宗門や社会での女性を取り巻く期待といった状況が、彼女たちを泣かせているんだ。時々、それが叫び声になることもあるんだよ！」と答えました。

また沈黙が流れた後、私は住職の友人に問いかけました。

私「ところで、あなたにとって、今日の様子は驚くべきことなのでしょうか？自分の寺でも長女が継いだばかりでしょう。まだ何も知らないのですか？もしかしたら、あなたが耳を傾けていないから彼女たちを泣かせているのかもしれませんが。宗派、社会。男性僧侶や宗門からみると、女性の問題だと思っているようですが、そうではありません。これは日本仏教の問題であり、日本の社会の問題であり、われわれ人間の問題なのです。」

このような状況だからこそ、女性僧侶の声をちゃんと聞いている場所、ジェンダー問題を教団・社会の問題として取り組む、つまり女性室のような場所が必要なのです。

カナダ マックマスター大学准教授 マーク・ロウ

目を覚ませと呼ぶ声がきこえ

「亡き人をご縁として」と言いますが、今の私はその通りの日々を送らせていただいています。ご縁をいただき15年になります。最近ふと感じたことをお話しさせていただきます。

バッハのカンタータに「目を覚ませと呼ぶ声が聞こえ」という曲があります。私がこの曲に出会ったのは、高校生の時でした。「不思議なタイトルだな」と思ったことをよく覚えています。最近「目を覚ませ」とは何に目を覚ますのだろうか？という問いが生まれました。私たちは阿弥陀様の声だと思いますが、バッハはキリスト教徒です。国や宗教は違っていても人々の願いや信じる心は同じなのでは、ということから、「同じ」という言葉が気になりました。私たちは違いに対しては問題としてとらえ、共生の大切さを言います。しかし「同じ」を認めようとはあまり聞きません。なぜでしょう？「同じ」ということは他人の見たくない行動を見た時、鏡に映った自分を見ることであり、自分の姿をありのまま受け止めることが難しいからではないでしょうか？

人は比べようもない大きな違いには寛大になれるものでありながら、ほんの些細な「同じ」であることに違和感をいだき、違いを見つけ出そうとします。そして見つけた違いを比べ、違うことでなぜか安心するというところがあるのではないのでしょうか？この違いを比べて、自分の物差しで測ろうとする行いこそが差別の芽となるということに一人ひとりが気づいていくことができたと思います。

私は今、門徒会の活動に関わらせていただいています。関わりをもったことで、聞法することを求めている方が多くいることに気づきました。聞法には距離も壁もありません。ただご縁あるのみです。所属や地域にはこだわらず、皆さんと出遇える場と考えています。小さな活動ですが、聞法会研修など企画した際には、ご縁がある方に声をかけさせていただきます。また、門徒会はみんなで作りにあげていく場です。私たち、会をお預かりしている者の役割は、皆さんで作りあげたものを大切に育て、次の方につないでいくことと思っています。

バッハの曲に問いをいただいてから長い時間が過ぎました。聞法を重ねたことで、きいたことが今はわからなくてもいつの日か問いになって自分に返ってくることを教えられました。門徒会に関わりを持ったことで、「人はご縁で生きている」ということを教えられました。またいつの日か新たな問いに出遇い、その問いをたずねていくことができることを願っています。

合掌

東京教区川崎組徳泉寺門徒
東京教区門徒会副会長
川崎組門徒会長

のぐちえいこ
野口栄子



『あいあう』とは…

この広報誌の名前である『あいあう』は、親鸞聖人によって書かれた『教行信証』（顕浄土真実教行証文類）「行巻」の「今、皆復た会して、是れ共に相値えるなり」〔真宗聖典一七二頁（初版二五九頁）〕という言葉から名づけられました。

「遭遇（あひあひ）すること難し」とか「遇（あ）い」がたくさん出てくるので、この「あひあひ」を「あいあう」として今週のことを得たり」という言葉もありますが、いずれにしても出てくるように「あひあひ」が表わされているのでしよう。

日々の生活にあつて、わたしたちが「生きる」ということを考えたとき、それはいろいろな人と声をかけあつてこそ「生きる」ということがなりたつていて、いつも過言ではありません。しかし、時にその声が届かなかつたり、行き違つたり、そのためにいろいろな出会いをしていながら、まわりの人を見失つていっているのではないのでしょうか。

いま、その出会いそのものに出会いなおすことによって、自然に向きあふことのできるつながりを回復していきたい。『あいあう』という言葉にはそんな願いがこめられています。

あい、あう、女性室では活動を通してさまざまな出会いを積み重ねていきたいと思っています。

『あいあう』『メンズあいあう』のバックナンバーについて

バックナンバーをご入用の方はお問い合わせください。女性室HP「あいあうnet」でもご覧いただけます。

新スタッフ紹介

数年前、嘱託補導として同朋会館に泊っていたときのことです。食事の際に隣

り合つた奉仕団の女性グループからこんな会話が聞こえてきました。

「うちの息子は嫁の言いなりで、毎日家の掃除させられてるのよ。しかも交代でご飯まで作ってるらしくて。もう情けないやらかわいそうやら」

「あら、うちの息子もおんなじ。子どものオムツ替えなんか平気やるのよ。もう信じられない」

これを聞いて私は大変驚きました。共働きが当たり前になった現在、ケア労働も男と女で等しく分かち合つて当然と思つていたところ、むしろ女性の側から「信じられない」という意見が出ることもあるのかと、軽い衝撃を受けたことをよく覚えています。世代間のジェンダー意識の違いを改めて感じたと同時に、自分にはまだまだ見えていないことがたくさんあるんだな、ということも教えてもらった出来事でもありました。

男性住職である私が、縁あつて女性室スタッフになったことの意味は何なのか、まだよくわかりません。しかし、とにかく身を置いて、自分には何が見えていないのか、どのような声を聞くべきなのか、感じることから始めていこうと思つています。

高名等（女性室スタッフ）

女性室の動き

【スタッフ派遣】

2025年

6月25日 京都教区湖南地区教化委員会主催2024年度部落差別問題研修会

12月 8日 名古屋教区第26組坊守講習会講師

【2025年度真宗 女性僧侶の集い】

2026年3月3日 会場：Zoom

【男女両性で形つくる教団をめざす協議会】

2026年2月5日 会場：しんらん交流館

【女性室ギャラリー展「女性と仏教」】

2026年3月7日～3月25日

会場：しんらん交流館ギャラリー

【第25回女性会議】

2026年5月13日

会場：しんらん交流館・Zoom・各教務所パブリックビューイング会場

講師：山根純佳氏（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

【諸団体・諸会議との連携】

●男女共同参画推進会議との合同会議

2025年8月25日、10月29日、

2026年3月16日

表紙絵・上田 文 ある日、「ONE PERSON. ONE POWER.」という言葉が目飛び込んできました。

「どうして無力だと思いたがるのか。あるよ。ひとりにはひとり分。力が。」

故ECDさんが2014年に呟いた言葉を元に、写真家の植本一子さんやデザイナーの川名潤さんが作った「ONE PERSON. ONE POWER.」というポスターやパッチが、今静かに広がっています。その言葉から、大きな角砂糖に向かう一匹の蟻を描きました。大きなものを前にしてどんなに無力なように思えても、私たちにもあるのです。ひとり分の力が。物事は、いつもその頼りない「ひとり分の力」からしか始まらないのかもしれない。

編集後記

「真宗女性僧侶の集い」で感じたこと

2026年3月3日に「話そう、つながろう、私たちの広場で」を開催テーマとして、女性僧侶の集いが開催されました。今年度はオンライン開催のみで行われましたが、全国から22人の方々に参加いただき、語り合いの時間を過ごしました。女性室からの趣旨説明の後、4班に分れて座談をしました。

その中で感じたのは、寺という場合は、教化の場であると同時に生活の場でもあります。そこに生きるひとりとして抱える悩みは、地域や立場、家族の関係性、いろいろな要素が重なり、同じ「女性僧侶」という立場であっても、それぞれが抱える悩みは多岐に渡ることに。また、受け取る人によって感じる課題の重たさも変わることを感じました。そして「女性僧侶」という立場に立つたときに独りではどうしたら良いか分からなかつたことを、共有することにより孤独感や不安感を内に秘めたままにするのではなく、声に出し人に伝えることが、この集いを開催する意義だと感じました。

様々な問題を解決していくには「女性僧侶」だけで共有するのではなく、同じ寺で生きる様々な立場の人への周知と理解が必須だと思います。

森田恵利（女性室スタッフ）

女性室広報誌

あいあう

第37号

発行 2026年6月28日

発行人 山田孝彦

発行所 真宗大谷派 解放運動推進本部女性室

〒600-8164

京都市下京区上柳町199

TEL 075-371-9247

FAX 075-371-6171

女性室ホームページ

<https://aiou-higashihonganji.net>



ご意見投稿フォーム

よろしければ今号へのご意見をお寄せください。